

2020年11月10日

研究プラットフォーム運用開発部門 (MarE3)
環境保安グループ

新型コロナウイルス等の拡散に伴う MarE3 における船舶乗船/訪船基準 (改6)

研究プラットフォーム運用開発部門 (MarE3) は、新型コロナウイルス等の船内における感染の拡大を可能な限り阻止するため、主に乗船・訪船に先立ち必要となる予防策として、以下の船舶乗船/訪船基準を設定する。なお本基準は、2020年7月3日付で当グループより発行された「新型コロナウイルス等の拡散に伴う MarE3 における船舶乗船/訪船基準 (改5)」(以下「改5版」という)を改訂したものである。本改訂では主に2020年12月以降の機構船舶による航海(注1)も念頭に、乗船・訪船する場合の基準を厚生労働省5月8日付文書(注2)に加え、主に船員を含む乗船者全員を対象に義務化した乗船前PCR検査受検に関して改定/追記した。

なお、航海開始後の対処については、2020年5月29日付改訂の「航海中の新型コロナウイルス感染に対する MarE3 対応方針(改2)」に従うこととする。

■乗船基準

【本文書における「乗船者」の定義】

- 機構船舶による航海(注1)に参加する予定の方(船員と実施要領書乗船者名簿記載者)(注3)。

【乗船者が乗船18日前から実施すべき事】

- 乗船18日前(注4)から毎朝検温し、指定する健康記録簿(別途送付)に検温結果や、息苦しさ(呼吸困難)、だるさ(倦怠感)等の症状や味覚・嗅覚の異常等の有無について記録し保管する。
- 乗船18日前(注4)から行動備忘録を作成し、各自で保管し、持参すること。ただし、提出は不要(保健所等に行動記録を求められた場合に対応するため)。
- 乗船18日前(注4)から当日までの間に、注5に示す症状がみられた場合、下記とりまとめ担当者を通じて MarE3 運用部船舶運用グループへ速やかに報告する。

この場合、乗船前PCR検査受検の可否は、乗船に支障がないことを示す医師の診断書(診察費を含め各自負担)を以て、MarE3 運用部が判断する。診断書は下記とりまとめ担当者を通じて乗船前PCR検体採取24時間前までに MarE3 運用部船舶運用グループへ提出する。

- 乗船14日前(注4)から自宅・宿泊先等での滞在及び移動に際し、感染防止のための手段を可能な限り用いるよう留意する。不要不急の外出を避け、手洗い・消毒を徹底するとともに、3「密」(別紙参照)の場所に立ち入ることを可能な限り避ける。感染拡大防止のため、新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA等)の利用も検討する。やむをえず新幹線・在来線・飛行機などの公共交通機関を利用する場合は上記に加え、混雑時を避ける等の感染予防策を講じる。
- 乗船前14日間に、当機構が渡航に制約を設けている国・地域(外務省感染症危険レベル2以上相当)への渡航歴がある場合あるいはこれらの方と濃厚接触した場合、または新型コロナウイルス感染者と判明した方と14日以内に濃厚接触した場合は、下記とりまとめ担当者を通じて MarE3

運用部船舶運用グループへ速やかに報告する。

この場合、乗船前 PCR 検査受検の可否は、乗船に支障がないことを示す医師の診断書（診察費を含め各自負担）を以て、MarE3 運用部が判断する。診断書は下記とりまとめ担当者を通じて乗船前 PCR 検体採取 24 時間前までに MarE3 運用部船舶運用グループへ提出する。

- 乗船前 5 営業日以内を目安に、乗船者全員が必ず PCR 検査を受検する（詳細は別途 MarE3 より連絡、注 6 参照）。PCR 検査後乗船するまでの間、各自で可能な限り自己隔離を心掛ける。
- 乗船前日までに各自の健康記録簿をとりまとめ担当者宛に提出する。首席研究者/主席研究員は、乗船研究者の健康記録簿を MarE3 運用部船舶運用グループ宛に乗船前日正午までに提出する（注 6 参照）。
- 乗船時、舷門での手指消毒を徹底するとともにマスクは各自で用意し着用する。乗船に際し、健康保険証とともに航海中に各自が使用するマスク、体温計（航海中も毎日検温）、タオル、コップ・水筒等を持ち込む。必要に応じて、各自が使用する消毒液・飲料等も持ち込む。
- 乗船後速やかに船長と首席研究者/主席研究員は船内における感染防止のための取り組み（手洗いや手指消毒、咳エチケット、人と人との距離確保、複数人が触る個所の消毒等）や密閉、密集、密接となることを防ぐような施設の利用方法について十分に検討し、乗船者に速やかに周知する。

【乗船を許可しない方】

- 乗船直前の PCR 検査の結果、陽性と判定された方。
- 新型コロナウイルスに罹患した場合、重症化するリスクが高いことが指摘されている以下の方（注 2）（注 7）。

高齢者（70 歳以上）、糖尿病（空腹時血糖値 150mg/dL 以上 ただし内服治療の有無によらず HbA1c が 7.0%未満である場合は原則許可）、慢性心不全（診断を受けており、内服治療をしている人）、慢性肺疾患（COPD、間質性肺炎等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方。

- 重症化しやすい方と同様に早めの相談が推奨されている妊婦の方（注 2）（注 7）。

■訪船基準

【訪船者が訪船 18 日前から実施すべき事】

- 機構船舶への訪船は、当面の間、機構業務に関連した艀装、修繕、積込み等に限ることとする。
- 訪船 18 日前（注 4）から当日まで毎朝検温する。注 5 に示す症状がみられた場合、下記とりまとめ担当者を通じて MarE3 運用部船舶運用グループへ速やかに報告する。訪船の可否については、訪船に支障のないことを示す医師の診断書（診察費を含め各自負担）等を以て、訪船研究者については MarE3 運用部が、それ以外の者についてはとりまとめ担当者が判断する。
- 訪船前 14 日間に、当機構が渡航に制約を設けている国・地域（外務省感染症危険レベル 2 以上相当）への渡航歴がある場合あるいはこれらの方と濃厚接触した場合、または新型コロナウイルス感染者と判明した方と 14 日以内に濃厚接触した場合は、下記とりまとめ担当者を通じて MarE3 運用部船舶運用グループへ速やかに報告する。訪船の可否については、訪船に支障のないことを示す医師の診断書（診察費を含め各自負担）等を以て、訪船研究者については MarE3 運用部が、それ以外の訪船予定者についてはとりまとめ担当者が判断する。

- 訪船 14 日前（注 4）から自宅・宿泊先等での滞在及び移動に際し、感染防止のための手段を可能な限り用いるよう留意する。不要不急の外出を避け、手洗い・消毒を徹底するとともに、3「密」（別紙参照）の場所に立ち入ることを可能な限り避ける。感染拡大防止のため、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA 等）の利用も検討する。やむをえず新幹線・在来線・飛行機などの公共交通機関を利用する場合は上記に加え、混雑時を避ける等の感染予防策を講じる。
- 訪船前日までに訪船者は訪船する旨をとりまとめ担当者に連絡する。訪船は必要最低人数となるよう留意する。
- 訪船時、舷門での手指消毒を徹底する。マスクは各自で用意し着用するとともに、使用済みマスクを船内で廃棄せず、持ち帰る。必要に応じて、各自が使用するタオル・消毒液・飲料等を持ち込む。
- 訪船中は乗船者との濃厚接触を可能な限り減らす。

なお、やむを得ず緊急の訪船が必要であると MarE3 が判断した場合は、訪船 18 日前から検温開始までの発熱の有無について、自己申告を認めることがある。

なお、今後の行政機関や機構の方策等に基づき、上記基準を変更することがある。また、上記基準は新たな改定基準の発行、あるいは適用取りやめの指示が出されるまで有効とする。

- MarE3 運用部船舶運用グループ連絡先（各船共通）：(e-mail) mare3-fleetops@jamstec.go.jp

* とりまとめ担当者：

- 首席研究者／主席研究員 ← 乗船研究者（手配業者を含む）
- 日本海洋事業担当者 ← 日本海洋事業関係者（手配業者を含む）
- マリン・ワーク・ジャパン担当者 ← マリン・ワーク・ジャパン関係者（手配業者を含む）
- マントルクエストジャパン担当者 ← マントルクエストジャパン関係者（手配業者を含む）
- MOL マリン担当者 ← MOL マリン関係者（手配業者を含む）
- JAMSTEC 運用部船舶運用グループ担当者 ← JAMSTEC 職員（白鳳丸船員、乗船研究者を除く）、手配業者／代理店、広報関係者
- JAMSTEC 白鳳丸担当者 ← 白鳳丸船員

PCR 検査に関する問い合わせを含む不明な事柄に関しては、MarE3 環境保安グループまで相談のこと。

- MarE3 環境保安グループ連絡先：(e-mail) mare3-hsqe@jamstec.go.jp

以上

脚注

（注 1）本文書における「機構船舶による航海」について

原則として日本の港から 4 日の航程内（※）の機構船舶による航海（一時的なシフト・沖出し・FMEA 及びドックへの回航等を除く）を前提としており、出港前に乗船者全員が PCR 検査を受検することとする。日本の港から 4 日の航程外（※）に出る航海については、上記 PCR 検査に加え下記の要件をすべて満たすことを必須とする。

- ▶ 出港後、乗船者全員が14日間洋上待機をすること
- ▶ 全航海期間を通じて出港以降、航海途中で乗船がないこと
- ▶ 傷病者が出た場合、外地においてコロナウイルス感染の疑いがある場合の対応を含む緊急搬送が受けられる港が複数確保されていること
- ▶ 全航海期間を通じて外地における補給なしで日本の港に戻る事が可能な航海であること

上記洋上待機については以下のとおりとする。

- ☆ 船内検疫状態の維持を目的に出港後、日本の港まで4日の航程内で乗船者全員が14日間洋上において待機することとする。
- ☆ 上記待機期間中、日本の港まで4日の航程内の地点において観測作業の実施等を含む調査航海は原則可能とする。
- ☆ 船内検疫状態維持のため、出港後は上記待機期間を含む全航海期間を通して乗船は行わない。

なお、上記機構船舶による航海実施にあたり、感染が疑われる人を居室待機とするための部屋を少なくとも1室確保するため、乗船者数の調整を行うことがある。

※ 新型コロナウイルスは感染後「約5～7日程度で、症状が急速に悪化」するとされている（以下参照）。これに基づき、航海が日本の港から4日の航程内か外に出るかにより対応・対策を分け、4日の航程外に出る場合はより厳しく船内検疫状態を維持することを目的に洋上待機等も実施する。

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の見解」1. (3)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00011.html

(注2) 新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和2年10月11日版）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14074.html

以下、該当部分を抜粋。

[帰国者・接触者相談センター等に御相談いただく目安]

○少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに御相談ください。（これらに該当しない場合の相談も可能です。）

☆ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

☆ 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

☆ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状の続く場合

（症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐにご相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）

[中略]

（妊婦の方へ）

妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに帰国者・接触者相談センター等に御相談ください。

(注3) 航海終了後引き続き機構船舶に宿泊する船員等、機構船舶に宿泊が必要であると MarE3 が判断した場合以外は、原則として係船中の宿泊は認めない。

(注4) 健康状態観察期間 14 日間、検温期間 18 日間の考え方

・世界保健機関 (WHO) の Q&A によれば、現時点の潜伏期間は 1-12.5 日 (多くは 5-6 日) とされており、また、他のコロナウイルスの情報などから、感染者は 14 日間の健康状態の観察が推奨されている。

新型コロナウイルスに関する Q&A (一般の方向け) (令和 2 年 3 月 10 日時点版)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

Ministry of Health, Labour and Welfare - About Corona Disease 2019 (COVID-19)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/newpage_00032.html

・検温期間 18 日間は 4 日間 (37.5℃以上の発熱確認期間) + 14 日間 (その後の健康状態観察期間) という考え方に基づく。

検温期間 14 日間とすると、たとえば乗船・訪船の 14 日前の 1 日だけ 37.5℃を超えた場合、その前の 3 日間にも 37.5℃以上の発熱があった場合を捕捉できない。この場合、乗船・訪船 13 日前に平熱に戻ったとしても、厚生労働省の推奨する 14 日間の経過観察期間がとれないことになる。従って 14 日間の経過観察を可能とするため 4 日間+14 日間の計 18 日間の検温結果を求めることとした。

(注5) 速やかに報告すべき症状等について

- 息苦しさ (呼吸困難)、強いだるさ (倦怠感)、高熱 (37.5℃以上) 等の強い症状のいずれかがあった場合
- 上記以外で発熱 (37.5℃未満であっても平熱に比べ高い体温) や咳などの比較的軽い風邪の症状が 4 日以上続いた場合

(注6) PCR 検査の実施について

- PCR 検査の具体的な実施場所・実施時期・実施方法等については別途 MarE3 より連絡する。
- PCR 検査が必須となる乗船者の検査費用については、原則機構負担とする (この扱いは、令和 2 年 8 月～令和 3 年 3 月末までの航海に限り、それ以降の扱いについては見直し予定)。
- PCR 検査受検後、検査結果が出るまで船舶における宿泊は原則不可。
- PCR 検査結果に関する報告の方法・締め切り等については検査機関の状況等に応じて MarE3 の判断により、変更することがある。
- 空港検疫所等で行われる抗原検査結果の取扱いについては、国の指針等を参考に MarE3 において判断する。

(注7) 航海中に比べ係船中はコロナウイルス感染症重症化への対応がとりやすいことを考慮し、係船中の機構船舶に宿泊をする方は除くこととする。

別紙：3つの「密」回避についての厚生労働省のポスター

出典：<https://akira779.com/wp-content/uploads/2020/03/corona01.png>

新型コロナウイルスの集団発生防止にご協力をお願いします

3つの「密」を避け ましょう!

①換気の悪い
密閉空間



②多数が集まる
密集場所



③間近で会話や
発声をする
密接場面



新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。
日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。



3つの条件がそろう場所が
クラスター(集団)発生の
リスクが高い!

※3つの条件のほか、共同で使う物品には
消毒などを行ってください。

